

関係各位

名寄市消費生活センター

架空請求…被害解決をうたう探偵業者に注意！

事例

スマホでネット検索していると、突然「登録完了」の画面が表示された。連絡先に電話をすると料金を請求されたため、不安になってネットで見つけた相談窓口で連絡したところ、「このままでは裁判になる」「私たちに相談したら5万円で解決する」などと言われて調査や解約交渉を依頼した。個人情報を伝えており、後日書類や振込用紙が届くが、信用できる事業者か不安だ。



消費者へのアドバイス

- 市内でも、インターネットで調べた相談窓口で連絡すると、「裁判になる」などと不安にさせられた後、「調査する」「トラブルを解決する」などと言われて「探偵業者」と契約し、高額な請求を受けたとの相談が寄せられました。
- 「探偵業者」は、調査をしても、法律では返金請求や解約交渉を行なうことはできないため、「解決する」などと言われても安易に信用しないでください。
- スマホなどの画面に「登録完了」と表示されただけでは、契約が成立していない可能性があります。不安な時は、消費生活センターまでご相談ください。

●問い合わせ先

名寄市消費生活センター TEL・FAX/ 01654-2-3575

◆相談時間 9:15～16:00 ◆休日/土・日・祝日